

酒々井町農業委員会総会会議録

平成29年1月23日（月）

役場中央庁舎3階会議室

午後3時28分から午後4時35分まで

局長 会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<石井親睦会長>

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 新年明けましておめでとうございます。今年は、農業委員会改選の年で、皆様に御苦勞をかけることがあるかと思いますがよろしくお願いします。簡単ではございますが、総会に移りたいと思います。ただいまから平成29年1月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案4件、その他4件ですので、よろしく申し上げます。

局長 次に次第には新年初めの総会ということで、町長にご挨拶いただく予定でしたが、公務のため総会には出席いただけませんが、新年会にご出席いただけるということですので、ご報告させていただきます。それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、9番内田俊雄委員、10番宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに整理番号1について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、酒々井在住者の共有、借受者は、佐倉市在住者です。設定場所は、酒々井の農地5

筆で、地目は田、面積は合計で 6,045 m²、利用計画は田です。賃借料は、米 544 kg で 10 a 当たり米 90 kg です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 24 年 2 月 1 日から 5 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井委員 今まで父親の名前で借りていましたが、今回息子さんの名義で借りることになりました。息子さんはかなりの面積を耕作している方で、奥さんも佐倉市で広い面積を耕しているので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 1 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 2 について、事務局より説明願います。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 2 について、説明させていただきます。資料の 3 ページをご覧ください。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、柏木の農地 7 筆及び印旛沼新田の農地 2 筆、酒々井の農地 1 筆で、地目は田、面積は合計で 12,110 m²、利用計画は田です。賃借料は、米 720 kg で 10 a 当たり米約 1 俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4 ページ、5 ページ

の位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員と石井委員どちらでよろしいですか。

石井委員 竹尾委員でお願いします。

議 長 それでは、竹尾委員より補足説明がありましたらお願いします。

竹尾委員 貸付者は今まで頑張って耕作してきましたが、高齢になり出来なくなりました。借受者は貸付者と親戚関係にあり、貸付者も柏木の近くを耕作していますので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3から7について、借受者が同一ですので、一括して事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3から7について、説明させていただきます。はじめに、資料の6ページをご覧ください。まず、整理番号3についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は、馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地で、地目は田、面積は2,170㎡、利用計画は田です。賃借料は、36,890円で10a当たり17,000円、設定期間は、1年の新規です。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号4についてですが、資料の8ページをご覧ください。貸付者は、下台在住者、借受者は、馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地で、地目は田、面積は1,887㎡、利用計画は

田です。賃借料は、32,947 円で 10 a 当たり 17,460 円、設定期間は、10 年の新規です。位置につきましては、9 ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号 5 についてですが、資料の 10 ページをご覧ください。貸付者は、墨在住者、借受者は、馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地で、地目は田、面積は 2,058 m²、利用計画は田です。賃借料は、35,933 円で 10 a 当たり 17,460 円、設定期間は、10 年の新規です。位置につきましては、11 ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号 6 についてですが、資料の 12 ページをご覧ください。貸付者は、馬橋在住者、借受者は、馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、馬橋の農地で、地目は田、面積は 1,563 m²、利用計画は田です。賃借料は、27,290 円で 10 a 当たり 17,460 円、設定期間は、10 年の新規です。位置につきましては、13 ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号 7 についてですが、資料の 14 ページをご覧ください。貸付者は、富里市在住者、借受者は、馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 3,198 m²、利用計画は田です。賃借料は、55,837 円で 10 a 当たり 17,460 円、設定期間は、10 年の新規です。なお、整理番号 3 から 7 の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、15 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は内田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

内田委員 いつも申し上げているとおり、親戚になる〇〇さんがお手伝いし、田植えや稲刈りのときは、従業員が 1 名いらっしゃるのでその方に頼みながらやっているみたいです。特に問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 これだけ農地を集約して急に出来なくなると困ります。皆、農機具を借りて使っているので、今後、農機具を使える人を教育していった方が良くと思います。

内田委員 トラクターやコンバインもありますが、借りている方もいらっしゃいます。

鈴木委員 自分たちでも農機具を使えるようにした方が良くと思います。

内田委員 ただ、〇〇については深くなく、井戸水栽培なので誰でも耕作出来ます。

- 議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います、採決は整理番号ごとに行いたいと思います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8及び9について、借受者が同一ですので、一括して事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8及び9について、説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。まず、整理番号8についてですが、貸付者は、柏木在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会です。設定場所は、柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,723㎡です。利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きです。位置につきましては、17ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号9についてですが、貸付者は、柏木在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会です。設定場所は、下岩橋の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,170㎡です。利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きです。位置につきましては、19ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

竹尾委員 整理番号8、9、何れも貸付者が高齢になり耕作出来なくなったため、農地中間管理機構にお願いするとのことでした。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決は整理番号ごとに行いたいと思います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号8について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 8 につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きますして、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 9 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 9 につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 次に、第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題としますが、借受者が〇〇委員の同居の親族ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、質疑が終わりましたら退室願います。それでは、整理番号 1 及び 2 について、借受者が同一ですので、一括して事務局より説明願います。
- 局 長 第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についての整理番号 1 及び 2 について説明させていただきます。資料の 20 ページをご覧ください。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県認可を得て貸し付けます。まず、整理番号 1 ですが、貸付者は、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、第 1 号議案で説明させていただきました柏木の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 2,723 m²、利用計画は田です。賃借料は、米約 4 俵で 10 a 当たり米 1.5 俵、設定期間は、10 年の新規です。位置につきましては、21 ページの位置図をご覧ください。続きますして、整理番号 2 ですが、資料の 22 ページをご覧ください。貸付者は、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、第 1 号議案で説明させていただきました下岩橋の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 2,170 m²、利用計画は田です。賃借料は、米約 3 俵で 10 a 当たり米 1.5 俵、設定期間は、10 年の新規です。なお、整理番号 1 及び 2 の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、23 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は〇〇委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇委員 先程話がありましたとおり、借受者が自分の息子で、経営規模を拡大したいということで、これまで農地中間管理機構の方にも申請しており、今回、機構から話があったため、借り受けることになりました。整理番号2についても同じですのでよろしくお願いします。

議 長 地区担当委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、意見聴取に移りたいと思いますが、〇〇委員におかれましては退席願います。

<〇〇委員退席>

議 長 それでは、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

鈴木委員 貸付者は中間管理機構から補助金をもらえますか。

高橋主任主事 はい。所有している全農地を貸し出すなど補助要件を満たしている場合、経営転換協力金を受給することが出来ます。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号1、2共、貸付者、借受者が同一ですので、まとめて行います。それでは、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の整理番号1及び2に対する意見について、町に対し、意見なしとして（意見をまとめ、）回答することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画（案）の整理番号1及び2につきましては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定します。

議長 ○○委員には入ってもらって下さい。

<○○委員入室>

議長 次に、第3号議案 農地に関する情報の提供についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第3号議案 農地に関する情報（賃借料情報）の提供について説明させていただきます。資料の24ページをご覧ください。これは、農地法第51条の規定に基づきまして、農業委員会は、農業委員会ネットワーク機構から農地に関する情報の提供を求められたときは、機構に対し、当該情報の提供をおこなわなければなりません。これに併せて農地の実勢賃借料の平均値、最高・最低値を公表しようとするものでございます。公表する賃借料につきましては、通常1年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされておりますことから、平成28年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第3条による賃借料を基に作成いたしました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、1俵当たり11,200円に換算し算定いたしました。また、周知方法といたしましては、町掲示板への告示及び農業委員会だよりへの掲載等を予定しております。平成28年分酒々井町賃借料情報でございますが、田の部の平均額は15,045円で昨年より3,109円高くなりました。最高額は22,395円で1,086円高くなり、最低額は8,711円で4,649円高くなりました。データ数は28件でした。畑の部でございますが、平均額は8,000円で昨年より1,000円安くなりました。最高額は8,000円で2,000円安くなり、最低額は8,000円で前年と同じとなりました。データ数は1件でした。次ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご検討くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 農地に関する情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。
- 議 長 次に、第4号議案 酒々井町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)の制定についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局 長 第4号議案 酒々井町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)の制定について説明させていただきます。資料の26ページをご覧ください。先月の総会で説明させていただきましたが、酒々井町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が12月議会で制定され、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することになりますので、推進委員選任に関する規則を制定しようとするものです。細部につきましては、担当からご説明申し上げます。なお、農業委員の選任に関する規則につきましては、既に制定されておりますので、後程説明させていただきます。
- 議 長 それでは、担当者から、細部について説明願います。
- 岩井主幹 資料に基づき細部について説明
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- (質問、意見等なし)
- 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 酒々井町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)の制定について、事務局案のとおり制定することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、酒々井町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則につきましては、事務局案のとおり制定することに決定します。
- 議 長 次に、その他の(1)平成28年度農業委員会視察研修会について、代表幹事より説明をお願いします。

<代表幹事及び事務局説明>

議 長 代表幹事及び事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 委員の皆様方におかれましては、公私共にお忙しいとは思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

議 長 次に、その他の(2)平成28年農地法等許可届出実績について、事務局より報告をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 次に、その他の(3)農地の利用状況調査結果について事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(4)について事務局から何かありましたらお願いします。

<農業委員選任に関する規則について説明(岩井)>

<農業委員・推進委員の推薦・公募に係る回覧の配布について(高橋)>

<農地のあっせん依頼について(高橋)>

議 長 あっせんにつきましては、石井委員をお願いします。それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局長 20日の月曜日はいかがでしょう。

議長 ただ今、20日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、20日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。